

熊本県公報

第12868号
令和元年(2019年)
10月23日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (") 1
- 道路の供用開始…………… (") 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定の廃止…………… (障がい者支援課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (") 2

公 告

- 土地改良区の役員の選任等…………… (農村計画課) 3
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 3

登 載 依 頼

- 熊本県立学校の校長等に対する被服類貸与規程の一部を改正する訓令…………… (学校人事課) 3
- 熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 4
- 熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (") 4

告 示

熊本県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年（2019年）10月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇市狩尾字上無田 982番13地先から 阿蘇市三久保字芹ノ口 235番5地先まで	前	5.0 ～ 7.5	68.4	災害復旧
			後	5.0 ～ 7.5		
				4.5 ～ 7.7	74.7	

2 区域を変更する期日 令和元年（2019年）10月23日

熊本県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年（2019年）10月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	今吉野甲佐線	上益城郡甲佐町大字南三箇字名免木 5番1地先から 同所 3番1地先まで	38.6	災害復旧

2 供用を開始する期日 令和元年（2019年）10月31日

熊本県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年（2019年）10月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内上津浦港線	天草市有明町下津浦字カリ又 4045番1地先から 同所 4047番2地先まで	98.0	防安交

2 供用を開始する期日 令和元年（2019年）10月23日

熊本県告示第392号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
水俣市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所 水俣市牧ノ内3番1号	社会福祉法人 水俣市社会福祉協議会 水俣市牧ノ内3番1号 会長 高岡 利治	居宅介護 重度訪問介護	令和元年（2019年）10月4日

熊本県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年（2019年）10月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	天草市有明町大浦字下小畦 55番5地先から 天草市有明町楠甫字下毛 170番3地先まで	前	4.1 ～ 23.3	652.0	広域連携交付金
			後	4.1 ～ 23.3	652.0	
				10.7 ～ 23.3	690.0	

2 区域を変更する期日 令和元年（2019年）10月23日

熊本県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年（2019年）10月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考		
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字内屋敷 2575番1地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字田坪 5117番地先まで	前	5.2 ～ 47.0	5317.6	防安交		
				後			5.4 ～ 45.0	5519.6
			前		5.2 ～ 47.0		5317.6	
					後			
			阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字銭瓶 5371番1地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字下野字堤下 47番6地先まで	前			7.5 ～ 40.2	2353.8
		後			7.5 ～ 40.2		2353.8	
				前	8.8 ～ 45.0			5270.5
					後			

2 区域を変更する期日 令和元年(2019年)10月23日

公 告

熊本県公告第396号

熊本市に事務所を置く加勢川土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。
令和元年(2019年)10月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
就任		
理事	志柿茂喜	熊本市南区元三町2丁目6-3
理事	岡村敏春	熊本市南区元三町2丁目3-35
理事	本田賢士	熊本市南区元三町3丁目4-24
理事	深水進	熊本市南区元三町2丁目3-31
理事	栗崎一憲	熊本市南区元三町5丁目2-1
理事	森田昇治	熊本市南区御幸木部町3丁目20-50
理事	林田敏治	熊本市南区御幸木部町3丁目11-64
監事	中川敏行	熊本市南区御幸木部町3丁目9-47
監事	吉村勝幸	熊本市南区元三町2丁目6-5

熊本県公告第397号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和元年(2019年)10月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市東区下江津五丁目13番12号
- 2 築造者の氏名 株式会社熊本不動産ネット
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字滝川字極田114番4
- 4 道路の幅員 4.01メートルから5.02メートルまで
- 5 道路の延長 70.76メートル
- 6 指定年月日 令和元年(2019年)10月3日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第207号

登 載 依 頼

熊本県教育委員会訓令第1号

各県立学校

熊本県立学校の校長等に対する被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年10月23日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県立学校の校長等に対する被服類貸与規程の一部を改正する訓令

熊本県立学校の校長等に対する被服類貸与規程（昭和33年熊本県教育委員会訓令第135号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「き損により」を「毀損により」に、「被服類き損（亡失）届」を「被服類毀損（亡失）届」に改める。

第9条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「日本工業規格A4」を削る。

別記第3号様式中「被服類き損（亡失）届」を「被服類毀損（亡失）届」に、「き損、」を「毀損、」に、「き損（亡失）しました」を「毀損（亡失）しました」に改め、「日本工業規格A4」を削る。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「日本工業規格A4」を削る。

附 則

この訓令は、令和元年10月23日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第2号

本庁各課
各地方機関

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年10月23日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

熊本県教育委員会公印規程（昭和35年熊本県教育委員会訓令第82号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式中「（日本工業規格A4）」を削る。

附 則

この訓令は、令和元年10月23日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第3号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年10月23日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令

熊本県教育委員会行政文書管理規程（平成24年熊本県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第5号様式まで、別記第7号様式、別記第8号様式及び別記第15号様式中「（日本工業規格A4）」を削る。

附 則

この訓令は、令和元年10月23日から施行する。